

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項に基づく拡散防止措置の確認について

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第13条第1項に基づき、申請があった遺伝子組換え動物の第二種使用等拡散防止措置について、拡散防止措置確認会議動物検討会の審議を経て、平成22年1月29日付けで、1件について申請のとおり、遺伝子組換え動物に応じて執るべき拡散防止措置の内容について確認しました。

申請に基づく確認の概要は、以下のとおりです。

申請に基づく拡散防止措置の確認の概要

○第二種使用等 1件

事業者名	遺伝子組換え生物等の種類の名称	利用目的	確認日
日本エスエルシー株式会社	<i>gpt</i> 遺伝子、 <i>red/gam</i> 遺伝子導入変異原性試験用モデルラット (<i>gpt</i> , <i>red/gam</i> , <i>Rattus norvegicus</i>) (SD-Tg(<i>gpt delta</i>), F344/NSIc-Tg(<i>gpt delta</i>))	産業利用	平成22年1月29日

問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局

担当：農産安全管理課 中澤、島村 TEL：03-3502-8111(内線4510)

農林水産省 農林水産技術会議事務局

担当：技術政策課 浦野、西田 TEL：03-3502-8111(内線5860)